

# 伊万里市津波避難計画



令和3年1月

伊万里市

# 目 次

## 第1編 総則

### 第1章 総則

1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1

### 第2章 職員の初動体制

1 職員の連絡・参集	2
------------	---

### 第3章 津波情報の収集・伝達等

1 津波情報の収集・伝達	2
2 津波の実況等の情報の収集	2

### 第4章 避難指示（緊急）の発令

1 避難指示（緊急）の発令及び解除の基準	3
2 避難指示（緊急）の発令及び解除の時期及び手順	4
3 伝達方法	4
4 伝達の確認	5

### 第5章 水門等の閉鎖措置

1 管理体制	5
2 閉鎖措置	6
3 不測の事態に備えて	7

### 第6章 避難計画

1 津波浸水想定区域	7
2 避難対象地域	7
3 避難目標地点	7
4 避難困難地域	7
5 指定緊急避難場所	8
6 津波避難ビル	9
7 避難路・避難経路	9
8 避難方法	10
9 通行止め措置	10
10 誘導灯、案内板等の設置	11

### 第7章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

1 避難広報や避難誘導等を行う者の安全の確保	12
2 水門等の閉鎖活動を行う者の安全の確保	12

### 第8章 避難行動要支援者等対策

1 避難行動要支援者	12
2 観光客等	13

第9章 避難対策の留意点	
1 漁港、港湾	14
2 干拓地	14
3 河川	14
第10章 ハザードマップの作成・周知	14
第11章 津波防災教育・啓発	15
第12章 訓練の実施	16

## 第2編 津波避難実施計画

1 津波被害の想定	17
2 津波の高さ、到達時間	17
3 津波ハザードマップ	17
4 津波避難実施計画	18

# 第 1 編

## 総 則

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

また、この計画は、伊万里市が策定している地域防災計画における避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化するものである。

### 2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

### 3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

- (1) **津波浸水想定区域**とは、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。
- (2) **津波対象地域**とは、津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定するものをいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
- (3) **津波困難地域**とは、津波の到達時間までに、避難対象地域の外(避難の必要がない安全な地域)に避難することが困難な地域をいう。
- (4) **避難路**とは、避難する場合の道路で、市が指定するものをいう。
- (5) **避難経路**とは、避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定するものをいう。
- (6) **指定緊急避難場所**とは、津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。市が指定するもので、避難対象地域の外に定める場所をいう。情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため指定避難所とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。
- (7) **避難目標地点**とは、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。
- (8) **津波避難ビル**とは、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。
- (9) **指定避難所**とは、住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。市が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

※ (4) (5)を総称して「避難経路等」という。

※ (6) (7) (8)を総称して「避難先」という。

## 第2章 職員の初動体制

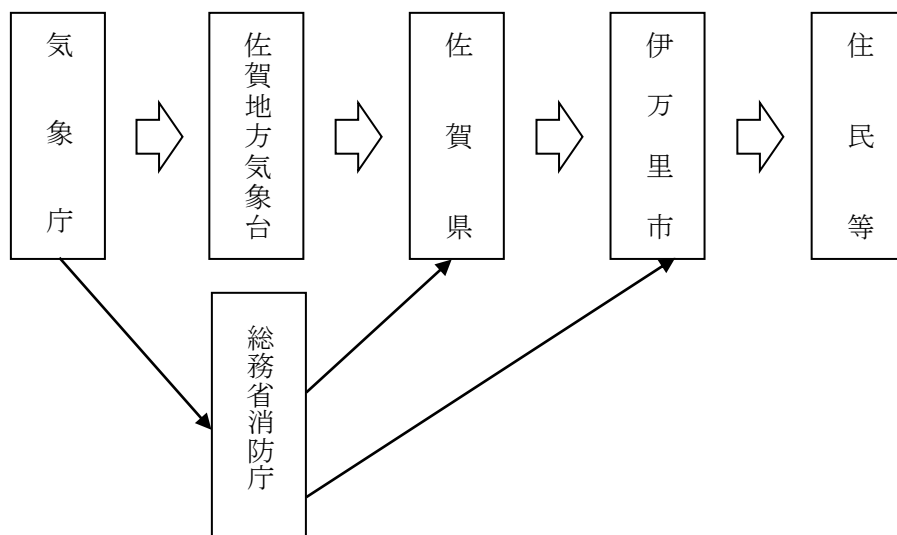
### 1 職員の連絡・参集

勤務時間外に、大津波警報・津波警報や津波注意報が発令された場合、あるいは強い地震を観測した場合の、市職員(消防団を含む)の連絡・参集は「伊万里市地域防災計画」、「伊万里市災害対策本部運営要領」によるものとする。

## 第3章 津波情報の収集・伝達等

### 1 津波情報の収集・伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報や津波情報の伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。



- ・気象庁から佐賀県への伝達は、防災情報提供装置による
- ・佐賀県から市への伝達は佐賀県総合情報通信ネットワークシステムによる
- ・総務省消防庁から全国瞬時警報システム(J-Alert)により瞬時に地方公共団体に伝達され、大津波警報・津波警報の場合には同報系市防災行政無線等を自動起動する
- ・市から市民等への伝達は、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビの放送、防災ネットあんあん(登録メール)、市ホームページのほか、地区内放送、自主防災組織の連絡網など地域の実情に即した方法による

### 2 津波の実況等の情報の収集

気象庁が発表する津波観測情報などの津波観測結果を補完するものとして、高台等の安全な場所から、目視による海面状態を監視するものとし、その状況を市防災危機管理課へ連絡する。

海面監視地点	実施機関	連絡手段	伝達先
波多津町 波多津漁港付近	市消防団 波多津分団	一般加入電話 携帯電話	伊万里市防災危機管理課 TEL 0955-23-2130
黒川町 塩屋海岸付近	市消防団 黒川分団		
牧島地区 多々良海岸付近	市消防団 伊万里分団		
二里町 有田川河口付近	市消防団 二里分団		
東山代町 長浜干拓付近	市消防団 東山代分団		
山代町 浦之崎港付近	市消防団 山代分団		

被害情報の収集は市災害対策本部情報班が行うほか、各職員が登庁途上においても収集するものとする。

## 第4章 避難指示（緊急）の発令

### 1 避難指示（緊急）の発令及び解除の基準

どのような津波であれ危険な地域から一刻も早い避難が必要であるため、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合であっても、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。

#### （1）避難指示（緊急）の対象とする区域

避難指示（緊急）を受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、対象となる区域を適切な範囲に絞り込むことを基本とする。

津波警報等で発表される予想津波高に応じて発令対象とする区域は異なるため、いざというときに躊躇なく発令できるよう、以下の考え方にに基づき、津波浸水想定区域図や津波ハザードマップ等を参考に、対象区域をあらかじめ定めておくものとする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意する。

#### ①大津波警報の発表時

- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の地域（県の設定した津波浸水想定区域等）を対象とする。

#### ②津波警報の発表時

- ・ 海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。
- ・ 津波時の地震動による海岸堤防や河川堤防等の被災、河川における津波遡上も考慮する。

### ③津波注意報の発表時

- ・ 津波の高さは高いところで1 mと予想され、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする（避難行動の対象者は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等の就業者、海水浴客など海岸でのレジャー目的の滞在者等）。
- ・ 海岸堤防がない地域で地盤の低い区域についても対象とする。

### (2) 避難指示（緊急）の判断基準

#### ①大津波警報、津波警報、津波注意報の発表

（ただし、避難指示（緊急）の対象区域が異なる）

#### ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）に伴う津波のように到達までに相当の時間があるもので、気象庁が、津波警報等の発表前から津波の到達時刻等の情報を「遠地津波に関する情報」の中で発表した場合は、当該情報を基に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令も検討する

### (3) 避難指示（緊急）の解除の基準

当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報・津波警報、津波注意報の解除が発表された段階を基本として、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点で解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

## 2 避難指示（緊急）の発令及び解除の時期及び手順

避難指示（緊急）の発令及び解除の判断は、市長が基準に該当する事態を認知した場合、すみやかに行うものとする。

市長が不在あるいは市長に連絡がとれない場合は、副市長、総務部長の順位でこれを代行する。

## 3 伝達方法

避難指示（緊急）の発令及び解除の住民等への伝達方法は、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビの放送、緊急速報メール、防災ネットあんあん（登録メール）、市ホームページのほか、地区内放送、自主防災組織の連絡網など地域の実情に即した方法・手段を活用することにより、避難指示等の情報の正確な伝達に努めるものとする。

なお、あらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。この場合、多数の人手が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び地域の自主防災組織、消防団等を活用し、これらと協力



体制を確保するように努めるものとともに、常日ごろから確実に伝達できる体制を築いておくものとする。

避難指示（緊急）の発令内容の伝達文は次のとおりとする。

〈避難指示（緊急）の伝達文(住民あて)の例〉

(大津波警報、津波警報が発表された場合)

こちらは、伊万里市です。

大津波警報（津波警報）が発表されたため、〇時〇〇分、〇〇区に対して避難指示を発令しました。

直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

(津波注意報が発表された場合)

こちらは、伊万里市です。

津波注意報が発表されたため、〇時〇〇分、〇〇区に対して避難指示を発令しました。

海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

(強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)

こちらは、伊万里市です。

強い揺れの地震がありました。

津波が予想されるため、〇時〇〇分、〇〇区に対して避難指示を発令しました。

直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

#### 4 伝達の確認

避難指示（緊急）の発令及び解除を行った場合は、対象地域に確実に伝わっているか再確認することとする。

### 第5章 水門等の閉鎖措置

#### 1 管理体制

市内に設置されている水門、樋門等について、津波時には、迅速な閉鎖が行われる管理体制及び伝達体制を確保するものとする。また、日ごろから操作手順の確認を行うことによって、操作の確実性を確保するものとする。

水門・樋門の名称	所在地	管理者	点検・訓練の実施状況
脇田川水門	松島町	佐賀県	
脇田川放水路水門	松島町	〃	
立川第1樋門	黒川町塩屋	〃	

立川第2樋門	黒川町横土井	〃	
黒川1号樋門	黒川町小黒川	〃	
新田川水門	二里町八谷搦	〃	
新田川樋門	二里町八谷搦	〃	
黒亀Ⅱ樋門	二里町八谷搦	〃	
松島下水路樋門	松島町	伊万里市	
多々良水門	木須町川副	佐賀県	
木須川水門	木須町多々良	〃	
瀬戸5号樋門	瀬戸町	〃	
瀬戸1号樋門	瀬戸町築港	〃	
馬蛤潟樋門	波多津町馬蛤潟	〃	
長浜1号樋門	東山代町長浜	〃	
長浜2号樋門	東山代町長浜	〃	
塩屋樋門	黒川町塩屋	〃	
楠久樋門(1号)	山代町楠久津	〃	
楠久樋門(2号)	山代町楠久	〃	
新田川第1排水ポンプ	二里町八谷搦	〃	
波多津川排水ポンプ	波多津町馬蛤潟	〃	
楠久低平地可搬式ポンプ	山代町楠久津	〃	
長浜六本松排水機場	東山代町長浜	伊万里市	
木須新田排水機場	木須町	〃	
松島雨水ポンプ	松島町	〃	
木須川救内水ポンプ	瀬戸町中通	佐賀県	
黒塩川救内水ポンプ	黒川町黒塩	〃	
立川救内水ポンプ	黒川町塩屋	〃	
東山代干拓排水ポンプ	東山代町長浜	東山代干拓 土地改良区	
新田川第2排水ポンプ	二里町八谷搦	佐賀県	
耕地搦排水ポンプ	松島町	伊万里市	

## 2 閉鎖措置

水門の管理者(操作担当者を含む。)は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉(自動・遠隔操作を含む)を行

い、その操作の万全を期するものとする。

### 3 不測の事態に備えて

不測の事態により水門などが閉鎖されない場合は、津波浸水想定区域よりも浸水範囲が拡大するおそれがあるため、津波による被害のおそれのある地域を、緩衝領域(バッファゾーン)として広く指定するものとする。当該区域では、地域住民、民間事業者、防災関係機関、行政等が、津波への警戒意識を持ち、広く津波に備えるものとする。

## 第6章 避難計画

### 1 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生した場合について、県が作成した津波浸水想定区域図を参考に、浸水での区域及び浸水深を定めるものとする。

### 2 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域を、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定するものとする。

### 3 避難目標地点

避難目標地点は、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定めるものであり、自主防災組織、住民等と協議し、避難困難地域の避難者や避難行動要支援者、逃げ遅れた避難者などを勘案して設定するものとする。

避難目標地点は、避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となる。避難目標地点に到達後、指定された緊急避難場所へ向かって避難することとなる。

### 4 避難困難地域

避難困難地域は、避難時の住民の歩行速度から、津波シミュレーションにおける津波の到達予想時間内に、避難対象地域の外(避難の必要がない安全な地域)に避難することが困難な地域を抽出したものであり、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者においては、歩行速度が遅いことも考慮する必要がある。

平成29年4月に佐賀県が策定した「佐賀県津波避難計画策定指針」においては、本市を含む佐賀県北部に最も大きな津波被害の影響を及ぼすおそれがあるとされている地震は、福岡県宗像市沖ノ島付近から朝倉市にかけて分布する西山断層帯(F60)の活断層を震源とする地震であると想定されている。

この地震に起因する津波シミュレーションでは、本市への津波の到達予想時間は、最短で66分であることから、避難困難地域に該当する地域はないものと判断される。

しかしながら、他の断層による地震が起これば、津波が発生する可能性もあることから、津波に対する対応については、迅速に行うよう周知・徹底を図るものとする。

## 5 指定緊急避難場所・指定避難所

指定避難所は、家屋の浸水や倒壊などの被害を受けたものまたは受けるおそれのある者などが、津波が引いた後も中・長期的にわたり避難が必要な場合に避難する場所で、避難対象地域の外に定めるものであり、避難対象地域の範囲を勘案し、下記指定避難所一覧に定める施設を利用するものとする。

また、地域によっては、指定避難所に到達する間に津波浸水区域を通過せざるを得ない場合もあることから、指定避難所への避難が危険な場合は、状況に応じて浸水想定区域外の高台など安全な場所または下記指定緊急避難場所に待機をすることを市民に周知する。

指定避難所の指定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

### 【安全性】

- ・原則として避難対象地域から外れていること。
- ・原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する。(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。)
- ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- ・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。
- ・原則として、指定緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。

### 【機能性】

- ・避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること。(最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい)
- ・夜間照明及び情報機器(伝達・収集)等を備えていることが望ましい。
- ・一晩程度宿泊できる設備(毛布等)、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

### 指定緊急避難場所、指定避難所一覧

地区	指定緊急避難場所	指定避難所	収容(人)	電話番号
伊万里	伊万里小学校グラウンド	伊万里コミュニティセンター	217	23-9988
	啓成中学校グラウンド	伊万里小学校	412	23-4128
		啓成中学校	435	22-3600
牧島	牧島小学校グラウンド	牧島コミュニティセンター	220	22-5783
	啓成中学校グラウンド	啓成中学校	435	22-3600
大坪	大坪小学校グラウンド	大坪コミュニティセンター	235	23-9898
	伊万里中学校グラウンド	大坪小学校	232	23-6148
	国見台運動公園	伊万里中学校	461	23-4158
黒川	黒川小学校グラウンド	黒川コミュニティセンター	208	27-0001
	東黒川運動広場	青嶺中学校	485	27-0053
	青嶺中学校グラウンド	林業研修センター	142	27-1169

地 区	指定緊急避難場所	指定避難所	収容（人）	電話番号
波多津	波多津小学校駐車場	波多津コミュニティセンター	176	25-0001
	青嶺中学校グラウンド	青嶺中学校	485	27-0053
二 里	国見中学校グラウンド	二里コミュニティセンター	199	23-3024
	国見台運動公園	二里小学校	266	23-3463
		国見中学校	487	23-5195
東山代	東山代小学校グラウンド	東山代コミュニティセンター	218	28-0001
	国見中学校グラウンド	東山代小学校	266	28-0024
	滝野小中学校グラウンド	国見中学校	487	23-5195
山 代	山代西小学校グラウンド	山代コミュニティセンター	261	28-2001
	山代中学校グラウンド	山代東小学校	387	28-2009
	浦ノ崎運動広場	山代西小学校	270	28-3015
	伊万里湾大橋球技場グラウンド	山代中学校	435	28-2026

## 6 津波避難ビル

津波避難ビルは、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難することのできる場所として、市長がビル所有者と協議して指定するものとする。

指定・設定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

### 【安全性】

- ・RC又はSRC構造であること。
- ・海岸に直接面していないこと。
- ・耐震性が確保されていること。（昭和56年の新耐震基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。）
- ・避難路等に面していることが望ましい。
- ・進入口への円滑な誘導が可能であること。
- ・外部から避難が可能な階段があることが望ましい。

### 【機能性】

- ・避難者のスペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。
- ・夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

## 7 避難路・避難経路

避難路は、安全性・機能性の確保を最優先に、次のような考えに基づき、指定するものとする。

### 【安全性】

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・避難者数など（観光客などを含む）を考慮して、幅員が広いこと。

- ・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- ・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策(例えば階段等の設置)が図られていること。
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- ・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。
- ・避難路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。
- ・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。
- ・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるよう、近隣に迂回路を確保できることが望ましい。

#### 【機能性】

- ・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
  - ・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
  - ・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。
- また、避難経路については、自主防災組織等において、次のような考えに基づき設定するものとする。
- ①山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
  - ②最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
  - ③複数の迂回路が確保されていること。
  - ④原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
  - ⑤避難路に面して津波避難ビルがあること。
  - ⑥階段、急な坂道等に手すり等があること。

## 8 避難方法

避難にあたって自動車等を利用することは、次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- ・家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれがある。
- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故によって円滑な避難を妨げるおそれがある。
- ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。

ただし、避難行動要支援者等の徒歩での避難が困難でかつ、自動車利用による渋滞や交通事故等が発生するおそれや徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれがない場合には、地域の実情に応じた自動車利用による避難方法をあらかじめ検討しておく

## 9 通行止め措置

津波が押し寄せてくる方向への避難は行わないという考えに基づき、以下の路線(区間)について、通行規制を行うものとする。

## 通行規制を行う路線・区間

路 線	区 間
市道早里・椿原・七ツ島線	塩屋橋～海岸付近間
国道204号	木須町交差点～黒塩交差点
県道黒川松島線	牧島小学校付近～瀬戸町本瀬戸交差点
市道八谷搦海岸通り線	川東橋～二里町八谷搦交差点
市道八谷搦・上伊万里線	三十間井手橋より西側
市道大里・日尾線	中島橋より北側
市道川西・里線	市道長浜・日尾線との交差点～里交差点

なお、通行規制は、道路管理者、警察等と協力し、次の手順により行うものとする。

- ①関係者の相互連絡、情報交換
- ②規制措置の決定(実施責任者:道路管理者、警察)
- ③迂回路の選定
- ④交通規制の標識等の設置
- ⑤警察官又は関係職員の現地配置
- ⑥広報

## 10 誘導灯、案内板等の設置

指定緊急避難場所及び津波避難ビルへの誘導標識として、次の図記号を基本に、今後、避難路に誘導灯及び案内板の設置を検討し、津波防災の啓発に努めるものとする。

■津波注意



■緊急避難場所  
避難場所



■津波避難ビル



出典: 日本工業規格 JISZ8210 「案内用図記号」

## 第7章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

### 1 避難広報や避難誘導等を行う者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う市職員、消防職団員、民生委員などについては、自らの命を守ることが最も基本的なことであり、避難誘導等を行う前提である。

津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなど、安全の確保を図る。

避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時においては大きな問題であり、避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を明らかにしておくものとする。

### 2 水門等の閉鎖活動を行う者の安全の確保

水門等の閉鎖活動を行う市職員、消防職団員等においては、自らの命を守ることが最も基本的なことであり、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避するものとする。浸水想定区域内においては、震源によっては、津波到達までに時間がないことも想定され、その場合は、水門等の閉鎖を放棄し、自らの退避と住民の避難誘導等を優先する。

また、海岸付近に勤務している消防団員は、詰所等へ参集せず水門等に直行する場合があります。詰所が津波浸水想定区域内にある場合は、閉鎖活動を行う者の安全確保の観点から踏まえて参集場所を明らかにしておくものとする。

## 第8章 避難行動要支援者対策

### 1 避難行動要支援者

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難が的確に行えるよう支援対策を定めるものとする。

#### (1) 環境整備

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実情を踏まえ、必要に応じ安全性や機能性に配慮した案内板の設置等の環境整備に努めるものとする。

#### (2) 情報伝達

大津波警報・津波警報、津波注意報、避難指示（緊急）の住民等への伝達手段は、防災行政無線（同報系）やケーブルテレビ、緊急速報メール、防災ネットあんあん（登録メール）、市ホームページ、広報車、地区防災会、消防団等による連絡などあらゆる伝達手段を活用することとしており、市は、避難行動要支援者の態様に応



じ、登録支援者や近隣者による支援体制を確立するものとする。

### (3) 避難行動の援助

ア 市は、あらかじめ自主防災組織毎に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人等の避難に当たり、支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の現状を把握し、消防団や自主防災組織、事務所等の防災組織の整備を通じて、地域全体で避難誘導、情報伝達、救助等の体制を整備するものとする。

イ 津波発生の恐れにより、市長から避難指示（緊急）が出されたときは、アに掲げる者の指定緊急避難場所までの支援及び搬送は、原則として、要支援者本人の家族又は登録している要支援者本人が属する地域の消防団・自主防災組織が指定する者等が担当するものとする。

### (4) 社会福祉施設等の避難対策

社会福祉施設、学校、医療施設等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定する必要がある、市は助言等を通じて必要な支援を行うものとする。

### (5) 啓発

市は、避難行動要支援者やその家族に対し、防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発するものとする。

## 2 観光客等

観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等の避難誘導を行うものとする。

### (1) 情報伝達

ア 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対して、緊急時の情報伝達が行えるよう、連絡体制の整備に努めるものとする。

イ 屋外者に対しては、防災行政無線（同報系）の屋外拡声器、広報車や地区防災会、消防団等により伝達するものとする。

### (2) 観光施設、宿泊施設等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあたっては、市が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定するものとする。

### (3) 避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

市は、観光客等、地理不案内の外来者に対しては、海拔・津波浸水想定区域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や指定緊急避難場所等を示した案内看板等の設置を、必要に応じ検討するものとする。

## 第9章 避難対策の留意点

### 1 漁港、港湾

波多津漁港、伊万里港における避難対策を、次のように定めるものとする。

- (1) 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとるものとする。
- (2) 津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船は放置して避難するものとする。(船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。)
- (3) プレジャーボート等の海域を航行・係留する船舶の増加を踏まえ、河川の場合には津波の遡上をも考慮し、津波発生時の情報伝達や、船舶を完全に係留した上での避難行動等を検討するものとする。特に、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させるおそれもあるため、このような事態を防ぐよう船舶管理者の意識啓発等に努めるものとする。
- (4) なお、(1)及び(2)の措置を講じるに当たり、船舶管理者が車輛で港湾・漁港に駆けつける場合、津波による車輛の漂流等を防止するため、避難対象地域外に駐車するものとする。

※参考:資料編 P13 V 津波来襲時の船舶の望ましい対応表

V 津波に対する船舶対応表(出典:「大地震及び大津波来襲時の航行安全対策に関する調査研究」(平成26年4月、日本海難防止協会))

### 2 干拓地

干拓地において予想される地震・津波時の被害状況を踏まえ、津波避難対策においては次の点に留意するものとする。

- ・干拓地や埋立地のように地盤が軟弱な低平地では、地震動による液状化や地盤沈下といった地盤災害に加え、津波による浸水域も広がる可能性があるため、余裕をもった避難路、指定緊急避難場所等の設定に配慮するものとする。

### 3 河川

伊万里川、有田川において予想される地震被害、津波遡上の危険性を踏まえ、津波避難対策においては、次の点に留意するものとする。

- ・河川周辺は多目的(広場、アウトドアレジャーなど)に利用され、不特定の人が訪れる場所となっているため、河川も、海岸沿いの施設と同じように、余裕をもった避難路、指定緊急避難場所等の設定に配慮し、利用者への情報伝達方法を検討するものとする。

## 第10章 ハザードマップの作成・周知

県が作成した津波浸水想定区域図を参考に避難対象地域、避難路、指定緊急避難場所等を記載したハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

## 第 1 1 章 津波防災教育・啓発

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、住民等に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始することし率先して避難行動を取ることを徹底させることである。

こうしたことに配慮して津波防災教育・啓発は、各地域の実情(津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会的環境の変化)に応じて、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら実施するものとする。

### (1) 津波防災教育・啓発の手段

広報誌、ホームページ等を活用するものとする。また、津波啓発看板等や予想される津波の来襲時間や高さ・津波浸水想定区域の表示等の利用及び設置に努めるものとする。

### (2) 津波防災啓発の内容

文献や過去の地震による津波の課題も視野に入れ、住民への日ごろから防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

#### 【啓発例】

○津波に対する心得(資料編 P9 参照)

○津波に関する基礎知識

- ・津波発生メカニズム
- ・津波は時速約 700km というジェット機並みの速さで伝播
- ・地震の揺れが弱くても大津波の来ることがある(津波地震)
- ・地震を感じなくても大津波の来ることがある(遠地津波)
- ・津波は何波もくる。第一波より第二波、第三波が高い場合もある
- ・津波は川を遡上する。津波は湾奥で高くなる。など

○津波浸水想定区域

○ハザードマップ、防災マップ

### (3) 津波防災啓発の場

家庭、学校、地域社会(消防団、自主防災組織、自治会等)、事業所等を活用するものとする。

### (4) 災害記憶の継承

文献や他県における過去の災害事例、行政対応、生活への影響などの資料を収集整理し、住民の意識啓発に活用するものとする。

### (5) 自主防災組織の育成

市内すべての行政区において活動されている自主防災組織について、地域の実情に即した仕組みを考え、住民が自発的に組織に参加し、さらなる効果的な活動ができる方策を検討するものとする。

### (6) 防災リーダーの育成

これまでも地区防災委員等を対象に実施してきた防災研修会等において、津波

避難についても取り上げ、地域社会や事業所等において津波防災啓発の核となる人材を育成するものとする。

(7) 観光客等に対する啓発

観光等に対して、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性・避難場所等を啓発するものとする。

(8) 防災関係機関との情報共有と連携

防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連携を図るものとする。

## 第 1 2 章 訓練の実施

総合防災訓練等を活用して、津波避難を想定した避難訓練を実施するものとする。実施後は検討会を実施し、訓練方法等に関する問題点の検証を行うものとする。

## 第 2 編

# 津波避難実施計画

## 1 津波被害の想定

この避難実施計画における津波被害は、平成 29 年 4 月佐賀県から発表された「佐賀県津波避難計画策定指針（改訂版）」の結果に基づき想定しています。

※参考:資料編 P1 I. 津波による被害

## 2 津波の高さ、到達時間

上記の設定により想定される津波の高さ並びに到達時間は下記のとおりである。

**【玄界灘】**

市町名	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の想定地震津波(F60:西山断層)			対馬海峡東の断層		
	影響開始時間(分)	最高津波水位(TPm)	最高津波到達時間(分)	影響開始時間(分)	最高津波水位(TPm)	最高津波到達時間(分)
伊万里市	66	2.2	167	163	2.0	306
唐津市	35	3.4	68	124	3.4	173
玄海町	42	2.6	88	128	2.3	199

・  :各市町の最短の影響開始時間、及び最大の最高津波高とその到達時間

## 3 津波ハザードマップ

佐賀県では、津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づく津波浸水想定の設定を実施し、有明海沿岸域及び玄界灘沿岸域について津波浸水想定区域図としてまとめ、平成 27 年 7 月に公表しました。

県の公表では、津波シミュレーション結果を有明海側、玄界灘側ごとに重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を示しています。

市では、この津波浸水想定区域図を活用し、津波ハザードマップ（P22～P34）を作成しました。

ただし、この想定結果は、玄界灘側では、波源を対馬海峡東の断層、西山断層帯（F60）としたものであり、条件が異なれば、浸水範囲は作成した津波浸水想定区域図よりも増減する場合があります。したがって、最新の知見に基づいた予測結果であるものの、シミュレーションの限界や誤差を含んでいることに留意する必要があります。

#### 4 津波避難実施計画

避難対象地域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路は次のとおりとする。

避難対象地域名	指定緊急避難場所 指定避難所 (収容人員)	主な避難路	特記事項 (要援護者施設等)
波多津町 辻区 1世帯 3人	波多津コミュニティ センター (176)	市道辻4号線	
波多津町 浦区 13世帯 39人 事業所 8箇所 80人	波多津コミュニティ センター (176)	国道204号 市道浦6号線	
波多津町 馬蛤潟区 1世帯 3人	青嶺中学校 (485)	国道204号 県道畑川内殿木線	
波多津町 煤屋区 1世帯 3人	青嶺中学校 (485)	国道204号 県道畑川内殿木線	
黒川町 福田区 8世帯 23人	青嶺中学校 (485)	国道204号	
黒川町 浦潟区 2世帯 7人	黒川コミュニティセ ンター (208) 青嶺中学校 (485)	国道204号 県道塩屋大曲線 市道塩屋5号線	
黒川町 塩屋区 92世帯 221人 事業所 4箇所 40人	黒川コミュニティセ ンター (208) 青嶺中学校 (485)	国道204号 県道塩屋大曲線 市道早里・椿原・七ツ島 線 市道塩屋5号線	
黒川町 浦分区 34世帯 78人 事業所 6箇所 60人	黒川コミュニティセ ンター (208) 青嶺中学校 (485)	国道204号 県道塩屋大曲線	

黒川町 小黒川区 2世帯 4人	黒川コミュニティセンター (404) 青嶺中学校 (486)	国道 204 号 県道塩屋大曲線	
黒川町 黒塩区 2世帯 8人 事業所 1箇所 10人	牧島コミュニティセンター (220) 牧島小学校グラウンド (5,560)	国道 204 号 県道黒川松島線 市道早里・椿原・七ツ島線 市道本瀬戸・椿原線	
牧島地区 漁港区 49世帯 98人 事業所 2箇所 20人	牧島コミュニティセンター (220) 牧島小学校グラウンド (5,560)	国道 204 号 県道黒川松島線 市道早里・椿原・七ツ島線 市道本瀬戸・椿原線	
牧島地区 早里区 14世帯 35人 事業所 1箇所 10人	牧島コミュニティセンター (220) 牧島小学校グラウンド (5,560)	国道 204 号 県道黒川松島線 市道早里・椿原・七ツ島線 市道本瀬戸・椿原線	
牧島地区 中通区 19世帯 46人 事業所 3箇所 30人	牧島コミュニティセンター (220) 牧島小学校グラウンド (5,560)	国道 204 号 県道黒川松島線 市道瀬戸 7 号線 市道本瀬戸・椿原線	
牧島地区 本瀬戸区 19世帯 51人 事業所 4箇所 40人	牧島コミュニティセンター (220) 牧島小学校グラウンド (5,560)	国道 204 号 県道黒川松島線	
牧島地区 木須西区 19世帯 46人	牧島コミュニティセンター (220) 牧島小学校グラウンド (5,560)	国道 204 号 市道木須崎・駄地線	
伊万里地区 木須東区 95世帯 238人 事業所 16箇所 160人	伊万里コミュニティセンター (217) 伊万里小学校 (412) 啓成中学校 (435)	国道 204 号 県道黒川松島線 市道松島・瀬戸線	デイサービス
伊万里地区 下松島区 5世帯 12人 事業所 6箇所 60人	伊万里コミュニティセンター (217) 伊万里小学校 (412) 啓成中学校 (435)	国道 204 号 県道黒川松島線 市道松島・瀬戸線	



伊万里地区 松島区 9世帯 19人	伊万里コミュニティ センター (217) 伊万里小学校 (412) 啓成中学校 (435)	国道 204 号 県道黒川松島線 市道松島・瀬戸線	
伊万里地区 上土井区 2世帯 3人	伊万里コミュニティ センター (217)	国道 204 号 市道松島・瀬戸線 市道駅前・松島線	
伊万里地区 搦町区 11世帯 21人 事業所 1箇所 10人	伊万里コミュニティ センター (217)	国道 204 号 市道駅前・松島線	
二里地区 東八谷搦区 122世帯 281人 事業所 13箇所 130人	伊万里コミュニティ センター (217)	国道 204 号 市道八谷搦・上伊万里線 市道駅前松島線	
二里地区 西八谷搦区 133世帯 306人 事業所 3箇所 30人	伊万里コミュニティ センター (217) 国見台公園 (218,000)	国道 204 号 市道八谷搦海岸通線 市道伊万里駅前・松島線 市道江湖の辻・川東線	
二里地区 川東区 44世帯 97人 事業所 5箇所 50人	国見台公園 (218,000)	国道 202 号 市道八谷搦海岸通線	
東山代地区 日尾区 1世帯 3人	国見中学校 (487)	国道 204 号 市道大里・日尾線 市道川西・里線	
東山代地区 長浜区 79世帯 198人 事業所 2箇所 20人	東山代コミュニティ センター (218) 東山代小学校 (266)	国道 204 号 市道川西・里線 市道長浜 1 号線 市道天神・長浜線	
山代地区 楠久津区 34世帯 75人 事業所 10箇所 100人	東山代コミュニティ センター (218)	国道 204 号 市道楠久港線	

山代地区 久原2区 2世帯 4人	山代コミュニティセンター (261) 山代東小学校 (387) 山代中学校 (435)	国道204号 市道久原・立岩線	
山代地区 久原3区 1世帯 2人	山代コミュニティセンター (261) 山代東小学校 (387) 山代中学校 (435)	国道204号 市道久原・立岩線	
山代地区 浦ノ崎区 3世帯 6人	浦ノ崎運動広場 (10,639) 山代西小学校 (270)	国道204号 県道316号 市道浦之崎・今福線	

〈算出根拠〉

- ・避難対象地域の世帯数については、津波で浸水が想定される家屋やアパートの数である。  
(アパートは1部屋を1世帯等とし、空き家や空き部屋は勘案していない)
- ・避難対象地域の人数については、平成30年3月1日現在の各行政区の人口を世帯で除した数字に、津波で浸水する家屋を乗じている。
- ・避難対象地域の事業所については、津波で浸水が想定されている、会社や店舗等の数である。
- ・避難対象地域の事業所の人数は、津波発生の際に1事業所に10人いると仮定している。